



## 税・産業・雇用

### 雇用

#### 求職中の皆さんを 応援します

#### 1 求職者のための就職支援 セミナー

▽日時 10月19日(月)・20日(火)、午前10時～午後4時。全2回。  
▽内容 求職活動の心構え

や進め方、自己分析、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接指導など。希望者には、別日程で個別にキャリアカウンセリングを実施。  
▽対象 次のいずれかに該当する人。①市内に在住か通動している②市内に就職を希望する。

#### 2 中高年齢者のための再就職支援セミナー

▽日時 10月27日(火) 午前10時～午後4時。  
▽内容 職業経験の整理と生かし方、企業が再就職者に求める人材像、職業経験を生かした応募書類の書き方、面接指導など。

▽対象 次のいずれかに該当するおおむね45歳以上の人。①市内に在住か通動している②市内に就職を希望する。

■会場 中央圏(中央1丁目)。  
■定員 各先着10人。

■申込 電話またははがき・ファクス(郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記)で、〒320-8540市役所商工振興課 ☎(632) 2446、

FAX(632) 5420へ。



## あなたの保育士資格 生かしませんか

#### ■再就職支援研修

▽日時 ①10月6日(火)、11月18日(水)。午前10時～午後3時②10月30日(金)午後1時～4時。

▽会場 ①とちぎ福祉プラザ(若草1丁目) ②男女共同参画推進センター(明保野町)。

▽内容 ①県の保育の状況、けがや病気の対応、障がい児保育、保護者対応②手遊びや教材作り。

▽対象 保育士資格を持っている人。①6カ月～未就学児②2カ月～未就学児の託児あり。

▽定員 各先着20人。

▽費用 ②教材費(実費)。

▽申込 電話で、①県社会福祉協議会福祉人材センター ☎(643) 3300 ②保育課 ☎(632) 2384へ。

#### ■保育士合同就職説明会

▽日時 10月21日(水) 午後1時～4時。

▽会場 コンセーレ(駒生1丁目)。

▽内容 市内の保育施設などによるブース出展、就職情報コーナーなど。

▽対象 保育士資格を持っていて、保育施設などで働きたい、または保育の仕事に興味・関心のある人。2カ月～未就学児の託児あり。

▽申込 電話またはファクス・Eメール(住所・氏名・ふりがな・電話番号・年齢・託児希望の有無、有の場合は、子どもの氏名・性別・年齢を明記)で、保育課 ☎(632) 2384、FAX(638) 8941、✉u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

### 税

#### ご存じですか 家屋敷課税・事業所課税

本市以外の市区町村で住民税が課税されている人でも、次のいずれかに該当する人は、道路の管理・ごみ収集・小中学校の運営・消防・救急などの行政サービスを享受しているため、課税の対象になります。①家屋敷課税②市内に住宅がある③市外への単身赴任者など

事業所課税②市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。  
該当する場合は、市民税課(市役所2階)で早めに申告をしてください。

▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。  
▽市民税課 ☎(632) 2216

#### 税の百人一首 作品を募集

▽募集内容 税に関するものをテーマにした短歌。自

作・未発表のものに限ります。  
▽応募方法 税制課(市役所2階)、宇都宮税務署(昭和2丁目)に置いてある応募用紙またははがき(作品・住所・氏名・職業・年齢・電話番号を明記)で、11月4日(必着)までに、〒320-0857鶴田2丁目21-14、宇都宮法人会内「税の百人一首」実行委員会事務局へ。

▽その他 優秀作品には賞を贈呈、作者の氏名などとともに、税の普及啓発活動

#### 商品券の有効期限が近づいています

宇都宮市プレミアム付商品券の有効期限は10月31日(土)までです。有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご注意ください。

☎市プレミアム付商品券実行委員会事務局(宇都宮商工会議所内) ☎(614) 8201、商工振興課 ☎(632) 2433

本文中に記載がないものは、原則として、対象①どなたでも、費用①無料、申込①不要。HP①ホームページ、☑①Eメールアドレス、☑①地域自治センター  
☑①地域コミニティセンター、☑①市民活動センター  
☑①地区市民センター、☑①出張所、☑①生涯学習センター、☑①参うつのみや表参道スクエア

◎法人番号でも社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります 10月から、13桁の番号で法人番号を通知します。法人番号は、法人税・消費税の申告納税義務、給与などに関する所得税の源泉徴収義務がある団体に指定されますが、一定の要件に該当し、国税庁長官に届け出た団体の番号の指定を受けることができます。また、法人番号は1法人に対して1番号のみ指定されますので、法人の支店・事業所には指定されません。詳しくは、国税庁HP(www.nta.go.jp)をご覧ください。☎宇都宮税務署 ☎(621) 2151

